

## ■令和6年度第7回（第340回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和7年2月14日（金） 午後4時00分～午後5時00分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、新屋副市長、教育長、水道事業管理者  
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、建設局長、総合政策監

【議 題】 下水道施設における官民連携事業（ウォーターPPP）の必要性及び今後の方向性について

### < 提案説明 >

下水道施設における官民連携事業（ウォーターPPP）の必要性及び今後の方向性について、建設局より次のとおり説明があった。

- ・ 本市下水道事業に係る経営の持続性の確保にあたっては、ヒト・モノ・カネ、それぞれの観点から課題を有している状況。
  - ヒト：業務量が年々増加している状況に反し、下水道部門の職員は減少傾向
  - モノ：今後、老朽化した施設が急増
  - カネ：施設の老朽化に伴い、維持管理費や改築事業費の増大が見込まれる一方、水需要の減少や人口減少により下水道使用料が減少見込み
- ・ 経営の持続性確保に向けた現状の取組では、令和元年度から下水処理センターにおいて包括的民間委託を導入し、5年間で約8,200万円のコスト削減を実現。
- ・ 管路施設においても、包括的民間委託を導入するべく令和4年度から導入可能性調査を実施。令和5年度には、ウォーターPPPの制度として、これまでの公共施設等運営事業（コンセッション方式）に加え、維持管理・更新一体マネジメント方式【レベル3.5】の制度が創設されたことを受け、管理施設と中継ポンプ場等について、同制度の導入可能性調査を実施。
- ・ 污水管の改築に係る国費支援に関して、令和9年度以降はウォーターPPPの導入が決定済みであることが要件となる。
- ・ レベル3.5の要件は①原則10年の長期契約、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの仕組みを導入することの4点。
- ・ コンセッション方式との違いは、運営権設定と利用料金直接收受の有無及び事業期間。また、包括的民間委託との違いは、更新に係る業務が含まれるか否か。
- ・ ウォーターPPP導入のメリットは大きく3つ。1つ目はサービスの維持・向上、2つ目は事務負担の軽減、3つ目は国費支援を受けられる点。
- ・ 一方、デメリットは大きく3つ。1つ目は職員の技術力低下の懸念、2つ目は予防保

全型の維持管理を目指すことから、修繕費が短期的に増加する点、3つ目は地元企業の受注機会減少の懸念。

- ・ 職員の技術力低下については、業務マニュアルの整備・更新、受託者による研修への参加等により対応。修繕費については、長期的には抑制が可能。地元企業の受注機会の減少については、入札条件や再委託に係る条件の整理を図ることで対応が可能。以上の理由により、ウォーターPPPの導入が有用である。
- ・ ウォーターPPPのレベル選択については、導入までの準備期間や民間事業者の意見（レベル4を採用した場合、独立採算が前提となり民間事業者のリスクや参画条件が高くなるためレベル3.5を希望する意見が多数）を踏まえ、レベル3.5を選択する方向で検討を進めたい。
- ・ レベル3.5を選択する場合、更新工事を含む更新実施型と、更新工事を含まず更新計画案作成までの更新支援型のいずれかを選択することになる。
- ・ 本市の管路施設の調査率は令和5年度末で19.5%のため、入札公告時点において施設改築工事の業務量がどの程度か不透明な状況。このため、事業費の正確な算出が困難であり、更新支援型を選択する方向で検討を進めたい。
- ・ 事業期間については、国の原則に基づき10年とする方向で検討を進めたい。
- ・ 対象業務については、レベル3.5を選択する場合、維持管理と更新に係る業務範囲を設定することが必要。点検・調査・清掃等の維持管理業務、修繕、更新計画案作成を含める方向で検討する。なお、市民からの要望受付については、維持管理と更新に直結する業務でないこと等の理由から対象事業に含めない方向で検討を進めたい。
- ・ 対象施設及び対象エリアについては、リスク評価や事業者へのアンケート結果を勘案し、A案からC案までの3案を提示。今後、これらを中心に対象施設、対象エリアを検討していくことになるが、現時点において、国からVFM(Value for Money: PFI)において、導入効果を定量的に評価する指標)の算出方法等が示されていない。今後も、国や他都市の動向を注視しながら、引き続き検討していく。
- ・ 今後のスケジュールは令和8年度末の入札公告に向け、令和7年度にPFI等事業調整会議、PFI等審査委員会での審議等を予定している。

## < 意見等 >

- ・ 事業者にとって、ウォーターPPPのメリットはどのような点があるのか。
- 長期にわたる事業実施により、人材や資材確保の見通しを立てやすくなることのほか、業務の自由度が上がり、業務の実施時期を平準化することにより、安定的な経営に寄与することが考えられる。
- ・ ウォーターPPPを導入した場合、安全面の観点ではどのような影響があるのか。民間事業者が維持管理等を担うことで安全性を懸念する声もあるので、説明できるように整理が必要。
- 高い技術力、長年の経験を有する事業者が特定のエリアを継続的に管理することで現在よりも安全性は向上することが見込まれる。
- ・ 今回のウォーターPPPは下水道事業会計の範疇だが、一般会計への影響はあるの

か。

- 下水道事業のうち、汚水に係る部分を下水道事業会計で対応し、雨水に係る部分は一般会計において対応している。一般会計への影響については、今後算出するVFMも踏まえて検討する。
- ・ ウォーターPPP導入による効果について、必ずしもVFMだけで導入の是非を判断できるものではないため、安全性の向上に資する等といった定性面も含めた総合的な判断が必要。
- ・ 今後、ウォーターPPP導入の予算を計上する場合、債務負担行為を設定することになるが、昨今の物価高の影響等も踏まえ、維持管理費の適切な積算、金額の妥当性が重要。また、ウォーターPPPの導入が今後の財政等に与える影響についても整理が必要。
- ・ 事業スキーム上、地元企業も参画可能としているが、どのような形で参画できるのか引き続き検討が必要。
- ・ 八潮市の下水道管を起因とする道路陥没事故を受けて、今後、管路施設の点検方法等が変更されることも考えられるので、柔軟に対応できるようなスキームを検討してほしい。

## < 結 果 >

建設局発議の下水道施設における官民連携事業（ウォーターPPP）の必要性及び今後の方向性については、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 今後、VFMの算出結果を踏まえたコスト縮減効果や安全性の向上等、ウォーターPPP導入によるメリットについて、対外的に説明できるよう整理を図ること。
- ・ 国の動向に注視しつつ、維持管理費等に係る市の一般財源に与える影響について整理を図ること。
- ・ 地元企業の受注機会の確保について、引き続き検討すること。
- ・ 今後、管路施設の点検方法等が変更された場合においても、柔軟に対応できるようなスキームを検討すること。

## < 会 議 資 料 >

- ・ 「下水道施設における官民連携事業（ウォーターPPP）の必要性及び今後の方向性について」